

第 3 5 号議案

災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、補償基礎額を改定するため提出します。

災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和41年7月台東区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「または」を「又は」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「または」を「又は」に、「によつて」を「により」に、「生計のみち」を「生計の途」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（従事者に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号までの1に」を「第6号までのいずれかに」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定（第2号に該当する扶養親族（従事者に第1号に該当する者が不在の場合における第2号に該当する扶養親族のうち333円の加算の対象となる1人を除く。）に係る部分に限る。）は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下同じ。）並びに平成29年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第5条第3項の規定（第2号に該当する扶養親族（従事者に第1号に該当する者が不在の場合における第2号に該当する扶養親族のうち333円の加算の対象となる1人を除く。）に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた損害補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。
- 4 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による

改正前の災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例第5条第3項の規定（第2号に該当する扶養親族（従事者に第1号に該当する者が不在の場合における第2号に該当する扶養親族のうち333円の加算の対象となる1人を除く。）に係る部分に限る。）に基づき支給された損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金の内払とみなす。